

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第62条 通信連絡を行うために必要な設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-2
提出年月日	令和5年3月23日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230214-32	1	62-83) 駆動電源の配置場所（屋外）について、女川のように場所を明確に記載する必要があるか検討し説明すること。（女川例：緊急用電気品建屋地上1階）	R5.2.14	本日回答		当表については、位置的分散を説明する必要があることから、表内の駆動電源の配置場所（屋外）の欄に具体的な保管場所を以下の例のように記載致しました。 例： 旧：屋外 真：屋外（緊急時対策所エリア）	資料2-5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62-9 r.6.0）』 P.62-88～91, 94, 119～120, 122 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r.6.0）』 P.添62-40～41, 43～44, 46, 49～50, 79～81, 83	
230214-33	2	62-補足-44) 試験構成をする際には、常時設置のものを使わずに、すべて直引きの状況で試験が可能であるか確認し説明すること。	R5.2.14	本日回答		携行型通話装置の試験については、現場で想定される使用状況を考慮し、常時設置のものを使用して試験を実施することから、前回ヒアリング時と記載は変更しておりません。なお、東海第二及び島根の調査結果、当社と同様の試験構成にて実施していることを確認しております。	反映箇所なし。	
230214-34	3	62-補足-72) 各事故シーケンス携行型通話装置を使用する通話場所の例の内容について、大飯の掲載例と差があるか確認し説明すること。	R5.2.14	本日回答		携行型通話装置を使用する場所の例を、大飯の記載例とは差がないよう、大飯の記載例と同数の記載に変更致しました。	資料2-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 62条（SA62H-9 r.1.0）』 P.62-補足-92 資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 62条（SA62H r.6.0）』 P.62-5-7	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。